

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を要望する意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされます。しかし、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法については、いまだに保険適用されず、高額な医療負担に、患者及び家族は、依然として厳しい環境におかれています。

国においては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するよう、以下の項目を強く求めます。

記

- 1 症例数において中間目標（100症例）が達成されたため、早急に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。
- 2 来年度（平成23年度）にブラッドパッチ療法を含めた診断指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法（自家血硬膜外注入）を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。
- 3 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法等）を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に速やかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月18日

大分県豊後大野市議会

議長 生野 照 雄

衆議院議長	横 路 孝 弘	様
参議院議長	西 岡 武 夫	様
内閣総理大臣	菅 直 人	様
厚生労働大臣	細 川 律 夫	様
総務大臣	片 山 善 博	様
国土交通大臣	大 畠 章 宏	様
文部科学大臣	高 木 義 明	様